

◇ 用語解説 ◇

※ 本文中で、* を付した言葉について50音順に説明を掲載しています。

【あ行】

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的に1997（平成9）年に制定された法律。

アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議

国会の衆参両議院は、2008（平成20）年6月6日、それぞれ「アイヌの人々を日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認めること」を全員一致で採択。

インフォームド・コンセント(informed consent)

患者に病状や治療目的などを説明し、同意を得た上で治療をすること。

エイズ(AIDS)

後天性免疫不全症候群(Acquired Immune Deficiency Syndrome)。HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染し、免疫機能が破壊されることによって抵抗力が低下し、健康な人ではかからないような病気を引き起こしている状態のこと。指標となる23の疾患(カポジ肉腫、ニューモシスチス(カリニ)肺炎等)を発症している点でHIV感染とは異なる。

HIV感染者

ヒト免疫不全ウイルス(Human Immunodeficiency Virus)に感染した人。主に性行為や血液により感染し、数年から十数年間という長い潜伏期間を経過した後、徐々に人の免疫機能を破壊する。HIVに感染しても、早期に治療を開始することにより、エイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。

えせ同和行為

同和問題を口実にして、企業・個人や行政機関などに対して行われる不法・不当な行為や要求。

NGO

Non-Governmental Organizationの略で、非政府組織と訳される。NGOは一般的に国際社会で活動する団体、NPOは国内で活動する団体を表すことが多い。

NPO

Non Profit Organization の略で、民間非営利組織という意味。営利を目的としない民間団体の総称とされる。1998（平成10）年には、「任意団体」に「法人格」を与え、NPOの活動を側面から支援することを目的とした特定非営利活動促進法（NPO法）が施行されている。

【か行】**学校非公式サイト**

学校が公式に開設運営するサイトとは別に、中高生の利用（管理運営、閲覧、書き込み等）を想定した公開型の各種コミュニティーサイトのこと。

県国際交流協会

財団法人埼玉県国際交流協会は、「県民自らが主体となって進める国際交流・国際協力の拠点」としての役割を担って、1987（昭和62）年に設立された団体。

高次脳機能障害

事故や病気などで脳に損傷を受けた後、記憶力や注意力の低下などの症状が現れ、日常生活や社会生活に支障が出る障害のこと。症状は損傷を受けた脳の部分や範囲によって異なり、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などがある。

交流及び共同学習

特別支援学校や特別支援学級の子どもたちと、小・中学校等の通常の学級の子どもたちや地域社会の人たちとが、学校教育の一環として活動を共にすること。

子どもの権利ノート

児童養護施設等で暮らしている子どもに、「子どもの権利の存在を知らせ、権利の行使が保障されていること」を伝えるためのノート。なお、困った時は、添付の封筒を使って県こども安全課に相談することができる。

子どもの権利救済機関

2002（平成14）年「埼玉県子どもの権利擁護委員会条例」により、設置された機関。権利侵害で悩んでいる子どもやその親から相談を受けて、公平・中立かつ専門的な立場から関係機関への調査や働きかけを行い、当事者間の相互理解に基づく合意形成による問題解決を図っている。

【さ行】**埼玉県人権政策推進会議**

県政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った施策を総合的かつ効果的に推進するため、知事を議長、部局長を構成員として、2001（平成13）年4月1日に設置したもの。

埼玉県人権啓発活動ネットワーク協議会

さいたま地方法務局、県、さいたま市、埼玉県人権擁護委員連合会、社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会で構成された、人権啓発活動を行う組織。また、さいたま地方法務局及び法務局の支局の管轄地域ごとに、「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」が設置されている。

児童の権利に関する条約

1989（平成元）年11月に国連総会で採択された。子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目指した条約。わが国は、平成6年（1994年）4月批准。（この条約は、18歳未満のすべての子どもに適用される。）

シェルター

暴力から逃れてきた女性のための一時避難所のこと。

小規模多機能型居宅介護サービス

要介護者（原則65歳以上）が、その居宅において、又はサービスの拠点に通い、若しくは短期間宿泊して、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事などの介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービス。

登録された利用者（定員25人以下）を対象に、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時、訪問や宿泊を組み合わせるサービスを提供する。

情報モラル教育

パソコンやインターネットなどを正しく活用するための基となる態度や考え方を育てる教育のこと。

実態的差別

同和地区の人々の生活の上に現れている差別のことで、劣悪な生活環境、低位な教育・文化水準、不安定な職業、高い生活保護率などの形で現れる差別のこと。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的に2000（平成12）年に制定された法律。

人権教育

「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」のこと。

人権啓発

「県民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する県民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動で、人権教育を除いたもの」のこと。

人権尊重社会をめざす県民運動推進協議会

すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現を図るための県民運動である「人権尊重社会をめざす県民運動」を推進するための組織。民間団体、マスコミ、経済団体、行政機関等で構成され、人権啓発活動を行うために県が設立した組織。

人権擁護委員

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて各市町村に置かれ、国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命とする公職。市町村の推薦により法務大臣が委嘱。人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法第16条第2項により各都道府県に設置される組織。

人権擁護推進審議会

同和問題（部落問題）を含めた人権擁護に関する施策を推進するため、1997（平成9）年3月に施行された人権擁護施策推進法（5年間の限時法）に基づいて設置された審議会。

人権救済制度

人権侵害を受けた被害者の救済については、国の人権擁護推進審議会において、迅速かつ簡易な方法で救済できるよう新たな人権救済制度の創設が答申され、2002（平成14）年3月、国会に人権擁護法案を提出したが、2003（平成15）年10月に衆議院の解散に伴って廃案。また、2005（平成17）年8月1日、国会に人権侵害救済法案を提出したが、同年8月8日の衆議院の解散に伴って廃案。廃案後も、政府等で引き続き検討が行われている。

心理的差別

人々の観念や意識の中に潜在する差別であり、封建的身分の賤称（身分の差別呼称）を使って侮蔑したり、不合理な偏見により交際や就職、結婚などを拒むといった行動に現れる差別のこと。

ストーカー行為

同一の者に対して、恋愛感情等その他の好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨念の感情を充足する目的でつきまとう等、身体の安全、住居等の平穏や名誉を害し、不安を覚えさせるような行為を反復すること。

スクールカウンセラー

いじめや不登校等の問題に対応するため、教職員や保護者への助言・援助を行うとともに、児童生徒の心の相談にあたる臨床心理に関する専門的な知識や経験を有する者のこと。

性的指向

異性愛、同性愛、両性愛の別を指す sexual orientation の訳語。

性同一性障害

生物学的には完全に正常であり、しかも自分の肉体がどちらかの性に属しているかをはっきり認識していながら、その反面で、人格的には自分は別の性に属していると確信している状態。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

性同一性障害者のうち特定の要件を満たす者につき、家庭裁判所の審判により、法令上の性別の取扱いと、戸籍上の性別記載を変更できることを目的として2003（平成15）年に制定（平成16年施行）された法律。

性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、1994（平成6）年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び1995（平成7）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、傷害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

成年後見制度

高齢者や知的・精神障害のある人など判断能力が十分でない成人を保護・支援するための法律上の制度。民法上では、従来、禁治産、準禁治産という2つの類型が設けられていたが、2000（平成12）年の民法の改正により、判断能力等の状態により後見、保佐、補助の3つの類型や任意後見制度などが創設された。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体に対する不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目へふれる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。

相談員

児童生徒がいじめや不登校等様々な悩みや不安などを気軽に話すことのできる相談相手として学校等に配置された者のこと。

【た行】

男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のための援助や支援を包括的に担う地域の中核機関。運営は、市町村または市町村から委託された法人が行う。

DV

Domestic Violence の略で、配偶者や恋人など親密な間柄で行われる暴力をさす。

同和対策事業特別措置法

同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化など、必要な措置を総合的に実施することを目的として、1969（昭和44）年に制定された10年間の限時法（後に、法期限を3年間延長）。国は、33年間に本法も含めて3度にわたり特別措置法を制定した。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害された場合について、①特定電気通信役務提供者の責任の制限、②（被害を受けた者の）発信者情報の開示請求権などを認めることを目的として2001（平成13）年に制定（平成14年施行）された法律。

【な行】**内部障害**

身体障害者福祉法では、心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸機能障害、膀胱直腸機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の7つを内部障害（内部機能障害）という。体の内部に障害を持つため、外見上では障害者であることが他者に理解されづらいとされる。

難病

1972（昭和47）年に厚生省の定めた「難病対策要綱」によれば、①原因不明、治療法未確立、後遺症を残すおそれの少ない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされている。

認知症

一度身につけた記憶力、判断力、言語能力などの精神機能が、脳血管障害やアルツハイマー病などにより低下し、自分らしい暮らしを自立して行うことが困難になっていく疾患。

認知症高齢者グループホーム

比較的安定した状態にある認知症の要介護者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事、入浴などの介護や日常生活の世話や機能訓練を受けながら少人数で共同生活を営む制度。介護保険制度の地域密着型サービスの一つ（認知症対応型共同生活介護）。

ネットいじめ

携帯電話が子どもたちの間にも急速に普及し、子どもたちの携帯電話のメールやインターネットの利用の増加に伴い、インターネット上の学校非公式サイトや掲示板等を利用して、特定の児童生徒に対する誹謗・中傷が行われることなどによるいじめのこと。

ノンステップバス

誰でも乗り降りしやすいように、床面を低くして乗降口のステップ（階段）をなくしたバス。

【は行】

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律

犯罪被害等を受けた者に対し犯罪被害者等給付金を支給し、及び当該犯罪行為の発生後速やかに、かつ、継続的に犯罪被害等を受けた者を援助するための措置を講じ、もつて犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することを目的に1980（昭和55）年に制定された法律。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律

被害者及びその遺族の心情を尊重し、かつその被害の回復に資するための措置を定め、並びにこれらの者による損害賠償請求に係る紛争を簡易かつ迅速に解決することに資するための裁判手続の特例を定め、もつてその権利利益の保護を図ることを目的に2000（平成12）年に制定された法律。

ハンセン病

らい菌による感染症で、感染力や発病力がとても弱く、日常生活で感染する可能性はほとんどない。今日では治療法が確立されている。

プロバイダ

インターネットへの接続サービスを提供する業者。インターネットへ接続するために必要なサーバや回線のほか、メールアドレス、ホームページのディスクスペースなどを提供する。

ホームレス

失業、借金、家庭内の事情等様々な要因により、特定の住居を持たずに、都市公園、河川、道路、駅舎等で日常生活を送っている人々のこと。

【ま行】

民間支援団体

犯罪被害に遭われた方がこうした苦しみから少しでも早く解放され、普段の生活を取り戻すことを援助する目的に2002（平成14）年2月に設立された団体。2005（平成17）年4月1日、埼玉県公安委員会から全国で6番目となる「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受け、被害者の方やご遺族の同意に基づいて、警察から情報の提供を受けることが可能となり、より迅速で柔軟な対応で犯罪被害者等の支援活動を展開している。（公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター）

【や行】

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、国籍など人々が持つ様々な特性の違いを超えて、はじめからできるだけすべての人が利用しやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事等をデザイン（計画・実施）していることとする考え方。